

# 老人クラブ補助金

R3 申請書提出期限：令和3年4月9日（金）

## 1 補助金の目的

高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資するため。

## 2 補助対象老人クラブ

### 〈単位老人クラブ〉 会員数30人以上の老人クラブ

裏面 (1)、(2)、(3)の補助金が対象 合計 90,000円

### 〈小規模老人クラブ〉 会員数30人未満の老人クラブ

通常の補助金（単位老人クラブ助成事業のみ） 21,000円

に加えて +

**重要**

裏面(2)、(3)活動強化推進事業に取り組む場合 9,000円

**令和3年度より「小規模老人クラブ」が裏面(2)、(3)の事業の全部もしくは一部に取り込まれる場合、活動強化推進事業として補助金を交付し、合計30,000円の補助金となります。**

コロナ禍において例年どおりの活動が行えていないクラブもあると思います。活動費の効果的な執行を行っていただきますようお願いいたします。

次のような執行も補助の対象となりますので活動費の活用をお願いいたします。

- ・老人クラブ活動を行う際に必要となる消毒液、マスク、検温器等の準備購入
- ・健康づくり事業や感染拡大防止のためのチラシ作成配布等の周知・広報経費等
- ・健康づくり事業などで使用する備品の共用を避けるための「感染防止を目的とした備品の追加購入」
- ・感染防止を目的とした外出自粛等により運動不足となった会員に対する運動資材の配布

### 3 補助金の対象となる事業

単位老人クラブへは以下の活動毎に算定された補助金を交付しますので、(1)～(3)の活動についてそれぞれの活動について取組まれますようお願いします。

- (1) **単位老人クラブ助成事業** 42,000円 (@3,500円/月)
  - a 社会奉仕 (お宮さん清掃、沿道美化など)
  - b 教養レク (講演会、趣味文化活動、社会見学・研修会など)
  - c 健康増進 (グラウンドゴルフ、囲碁ボールなど)
- (2) **子育て支援・地域における見守り活動** 42,000円 (@3,500円/月)
  - a 子育て支援 (伝承活動、昔あそび、保育園等の行事への参加など)
  - b 地域見守り (独居老人等へ声かけ、家事生活援助、悩み相談など)
- (3) **健康づくりの実施・普及促進活動** 6,000円 (@500円/月)
  - a 高齢者自らが行う、元気体操サークル等の健康体操や高齢者向けスポーツ、  
その他の高齢者の健康づくり・介護予防のための活動

### 4 補助金対象経費

老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱に基づき、老人クラブが行う活動の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

#### ■対象外とするもの

- 1 老人クラブ組織の運営 (例：通常の総会や役員会) にかかる経費  
総会・役員会にかかる経費 (印刷代、飲食費) や役員手当
- 2 単なる娯楽事業 (例：親睦会や旅行、忘年会等) 及びそれらに供する旅費、飲食費
- 3 実施主体が、間接補助事業者 (老人クラブ、市町老人クラブ連合会) 以外の事業に係る経費
- 4 その他、社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの
  - 例① 本人負担とすることが適当であるもの (史跡拝観料、保険料等)
  - 例② 個人の利益となるような物品等にかかる経費

保険料・・・「老人クラブ等の団体単位で加入し、クラブの活動中の対人・対物事故を補償の対象とし、会員本人への補償を行わない損害保険」や「老人クラブ等の団体単位で加入し、ボランティア活動中の補償のみを対象とした損害保険」は対象とします。

物品等・・・スポーツ大会での表彰トロフィー、環境美化活動事業等への参加者への茶菓及び料理教室の食材費等は対象とします。